

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">(14:47)</p> <p>それでは、全員協議会を開会したいと思います。長時間にならないようにと思っておりますので、時間も過ぎておりますけれども、ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の記録につきましては、全員協議会規程第11条の規定により私が署名することになっておりますので、後日会議録を策成いたします。</p> <p>議題の1、これは2があるんやけれども、まず1、議会運営委員会の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>今、お手元に配付しました設置までの流れについての資料に基づいて、事務局から説明を求めます。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>今、お手元のほうに議会運営委員会の設置の流れということで1枚物を配らせていただきました。おおむねこのような流れで進めていきたいというふう考えております。</p> <p>先ほど話がありましたように、本日可決いただきました委員会条例の一部改正の告知につきまして、2月中に行っていくというところがございます。それを受けまして、3月以降になろうかと思っておりますけれども、議長より議会運営委員の指名をしていただくこととなります。議会閉会中ですけれども、本日可決いただきました第3条第1項のただし書を適用し、閉会中でありましても議長のほうから指名し選任することができるというところがございます。</p> <p>議会運営委員のほうにつきましては、6名以内というところがございますが、前回の全員協議会での確認のとおり、議長、副議長を除く6名の方を対象に、議長のほうから指名をし選任していただくような流れになろうかと思っております。</p> <p>先ほどお話がありましたとおり、今後臨時会を予定しておりますので、臨時会におきまして議長より議会運営委員の選任の報告をしていただき、議会途中で暫時休憩をし議会運営委員会を開き、委員長、副委員長を互選の上議会運営委員会を設置していくというところがございます。</p> <p>当然、閉会中の継続審査ということで、今後議会の前に議運を開かれますので、継続審査の協議ということで継続審査の確認をし、本会議にて継続審査の案件があるということの議決をしていただきたいと思いますというふうに思っております。</p> <p>それと、次々会の定例会になりますと、議会の招集告知の午後に閉会中の継続審査として議会運営委員会を開会していくというところの流れになろうかと思っております。</p> <p>したがいまして、今後予定しております臨時会におきまして議会運営委員会を設置していくという流れになろうというところで考えています。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>

高味議長	<p>今説明がありましたような流れになっておりますが、何かご意見等ございましたら。 佐々木さん。</p>
佐々木議員	<p>さっきもあったように、先ほどあったように議運の設置の流れについては、別にこれでいいと思うんです。ただ、この間のいろんな議論の中で、じゃ、議運を設置された以降、この3月、次回の臨時会で議運が設置され、正副委員長が決まったという段階で、具体的な活動内容を相談せなあかんわけですよ。</p> <p>今、こうやって書いてあるのは、要するに通常の定例会を開会するに当たっての手順としたらこのとおりにやと思うんだけど、それ以外に幾つかの課題があるわけですから、その課題をどういうスケジュールで意見集約をして、論点整理をして、合理的とかスピーディーに審議とか、検討を加えるのかということについては、どこかで確認しておかないとあかんだらうと思うので、せめて今日の段階では、ただいついつまでに議運で、要するに本議会の議会運営に関していろんな変更するべきだらうとか、検討するべきだらうとかいうことについては、全議員からいついつまでに意見を集約するというところまでは決めておかないと、また次の臨時会以降にやっていたんでは、どんどん時間が先延ばしされちゃうので、予備的な行為かもしれないけれども、それは必要だというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	<p>ほか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、この日程のとおり進めていきたいと思います。 今、佐々木さんが言われていたことは、正副委員長が決まって、また議運の中で話し合いができると思います。</p>
佐々木議員	<p>どういうこと。</p>
高味議長	<p>正副委員長が決まって、議会運営委員会が稼働したときにいろいろな要望等々を話し合える場は設けられると思います。</p>
佐々木議員	<p>よろしいか。</p>
高味議長	<p>はい。</p>

佐々木議員	<p>だったら、それは何もしないということなんですよ。</p> <p>だから、要するに、今から意見、議論していくことを募集しておいて、正副委員長が決まったら、そのでてきたデータを基に正副委員長を中心に整理してもらったらいいじゃないですか、それは。どういう順番でやろうかという話とか、これとこれはくっつけてやろうかとかということは相談してもらったらいいけれども、ただ、実際に動かすのは次の正副委員長が決まってから後だけれども、実際に動き出すのは。ただ予備的な行為でやっておかないと、今の話だと正副委員長を決めてからもう一遍意見を募集しますという話になっちゃうので、どんどん話は先延ばしされますよ。</p>
高味議長	稼働してからということになりますけれども、今、何か意見があるんですか。
佐々木議員	あります。
高味議長	言ってくださいよ、それを。
佐々木議員	いや、もう出していますやんか、前回、私、何点か。
高岡議員	ホームページとか。 その辺はまた議運を開かれて、全協での話の中で。
高味議長	メンバーとしては当日は入るんやから。
高岡議員	取りあえず4月以降の予算やさかいな。ホームページのことを言うてはったんは、特にね。
佐々木議員	いやいや、ホームページのことじゃないです。私が言っているのは、既に去年の段階で幾つかの論点を出しています。知っているよね、事務局、出ていますよね。データも含めて提出していますよね。
山本事務局長	佐々木議員がおっしゃっていただいているのは、こちらがまた答弁して違うこと言うていたら、また言われますので、思っていることがあったら今言っていただいたほうがと議長言うてはるんですよ。

佐々木議員	<p>だから、それを出しましょうというわけですよ。だから、その意見集約を今から、今日から用意スタートで、例えば1か月なら1か月、次の臨時会の1週間前なら1週間前までに出してくださいということを決めておかないと、要するに臨時会があって、もう既に設置は決めているので今日決めてるんですよ。メンバーも事実上決まっているんですよ。今の話では8人中2人を除いて6人だから、メンバーも、その指名行為だけやったらええというのがあって、今、現段階、もう決まっているんですよ。だから、もう8人から意見集約して、正副委員長を決める段階で走り出せるようにしておかないと、どんどん先送りですよ。</p> <p>しかも、今の話、高岡さんも話したけれども、今の、さっきの休憩中の話でも、臨時会は多分3月か4月なんでしょう。確実に令和4年度に入っているじゃないですか。何の問題もない。</p>
山本事務局長	<p>ここの③にも書いていますように、次の臨時会におきましては、議会運営委員会を開いて委員長、副委員長の互選、継続審査がどのようなものであるのかというのを協議するわけですので、その中でそれぞれの思いがありましたら言うておいていただいたら、こういうことが議会のほうから、議員のほうから出てきていますよということについては、事務局のほうで取りまとめはさせていただきます。</p>
佐々木議員	<p>うん、だからその日を決めましょうよ。だから、いつ出してくださいという話を。</p>
山本事務局長	<p>いずれにしても2月、3月以降ではないと、議長からの選任はありませんので、今から言いますと20日以上、例えば3月1日だとしても議会運営委員会の指名をするまでに20日以上あるんですよ。</p>
佐々木議員	<p>何、そんなこと言っているの。だって告示したらもうできるじゃないですか、委員会条例改正は。</p>
山本事務局長	<p>いや、だから、議会運営委員会を開くまでには、まだ間がありますでしょう。だから、それぞれ準備しておいてください。</p>
佐々木議員	<p>だから、準備の指示をしなさいと言ってるんですよ。準備の確認はここでできませんかと言っているんですよ。全然食い違ってへんやん、話は。</p>

山本事務局長	私言うてるのは、臨時会開く、招集告知をするので、そしたら、今日臨時会開きますという話ではないですよんか。
佐々木議員	何が。
山本事務局長	いやいや、例えば、5日後に臨時会を開くとか、そういうような時間のスケジュールじゃないんで、いろいろな思いがあるんでしたら十分考えていただいて、臨時会の招集告知をするというときには、十分それぞれの思いがあるんでしたら、まとめておいていただける時間は十分あるんじゃないですかと。
佐々木議員	だから、その時間を決めましょうと言っているんですよ。
山本事務局長	先ほど私、言いましたやんか。継続審査の協議というのがあるんやから、そのときに臨時議会の招集告知をさせていただいて、そのときに継続審査の協議を今予定しているんですから、何かあるようでしたら、それは事務局にいただいておいたら、それは事務局のほうで取りまとめだけはしておきます。項目出しはすることはできます。
佐々木議員	<p>ちょっと待ってよ。一番困るのは正副委員長ですよ。</p> <p>要するに、次の臨時会が、だって正副委員長決まるまで何の材料ももらっていない、突如出てくるわけですよ、材料が。そこから実務やって、この問題こうしようとか、この問題しようという話をしなあかんわけでしょう。正副委員長が一番困るんですよ。だったら始めから、例えば3月20日なら20日、25日なら25日までの間に、約1か月半ぐらいに、今からやったら、この間に事務局に意見くださいよと言っておいて、意見出たら意見を皆さんにメールか何かで配信して、みんなが考えて、じゃ、この問題をこうしましょう、あの問題もこうしましょうという、これとこれをくっつけて考えましょうということを、次の臨時会の際の議運ですぐ議論できるじゃないですか。</p> <p>要するに、今日も問題あったみたいに、当日提案というのは議員としてやるべき話じゃないですよ、これは。やっぱり十分準備をして臨むべきですよ、会議には。だったら、予備的な行為があってもいいじゃないですか、違法ならあかんけれども。だって当日判断しろというのは酷な話なんですよ、それこそ。私だって一個一個の議案のためにどれだけ時間使ってしゃべっているか。</p>
高味議長	事前に聞く言うてるんやろ。なあ、事務局もそういう話なんやろ。

佐々木議員	スーパーマンじゃないんだから、私ら。
高味議長	事前に事務局が聞く、それはまとめさしてもらおうと言うてるんやから。
佐々木議員	だから、今日以降、もうさっきから言っているけれども、3月の、3月20日までに意見頂戴というふうに一定期間決めましょうよ。
山本事務局長	ちょっと待ってもろていいですか。そしたら、もう日切ったらよろしいやん。
佐々木議員	いや、そう言ってるんや、さっきから。
山本事務局長	別に私らが決めるわけじゃないんで、議会の方々のほうでどういうことを案件にしていきたいのかというだけなんで、それであれば、もう2月の末。 しんどいんですか。
佐々木議員	いいですか、はい。
山本事務局長	だから、それを取りまとめて準備はさせていただきます。だから、ただ、臨時会いつ開くのか分かりませんので、それまでの間にはまとめたものは情報提供、こういうことがありましたというのを各議員のほうに配信させていただきますけれども、その審議をするのはあくまでも臨時会になっておりますので、それでよければ、日を切っていただけるんでしたら日を切っていただいて、締切りを2月末やったら2月末で、3月以降には議会運営委員の指名をするということで入れているわけですので、3月以降に。それに併せてこんな意見がありましたというのを同時にさせていただくことでいいん違うんですか。
佐々木議員	だから、さっきからそう言っていますやん。
山本事務局長	いや、私もそう言うてるんですよ。
高岡議員	2月末でよろしいんやな。

佐々木議員	うん。
高岡議員	もうそうしところ。ほんでメールで連絡をいただければ。
山本事務局長	<p>そしたら、メールで、もしくはファクスで事務局のほうに連絡をいただきたいと思います。メールを入れたときにはメールの受信確認の電話、ファクスはファクスの送ったときの送信確認の電話、それぞれ議員のほうからいただきたいというふうに思っておりますので、連絡がない場合については、こちらのほうで確認できない場合もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
高味議長	<p>ほかよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ただいま局長が言われた流れで進めていきます。 次に、継続審査になりました議案第4号について、質疑、議論があれば。</p>
山本事務局長	<p>ちょっと今配った資料だけ説明させてもらってよろしいですか。 まず、今お手元のほうに一枚物のほうを配らせていただきました。行政不服審査につきましては、それぞれの市町でもありますので、既にご承知かというふうに思っておりましたので配っておりませんが、行政不服審査についてはこのような流れになります。</p> <p>処分庁が、いわゆるこれが組合になります。組合が何らかの行政処分を行った後、審査請求人というのがありますけれども、審査請求人はいわゆる市民だったり事業者であったりするわけです。その方々が、行政が行った、処分庁が行った行為について不作為行為がある、もしくは違法であるといったようなことを思われた場合、それをもって審査請求ができるというような権利でございます。</p> <p>審査請求が起こりますと、書面を整理する審理員、要するに行政の中でどういった書類があったのかということを取りまとめる審理員、その資料に基づいて行政不服審査会の中で調査、審議、答申がされるということで、行政が行った不作為行為といわれた内容が正しいかどうかについて調査、審議される機関が行政不服審査です。</p> <p>この行政不服審査の機関につきまして、現状では処分庁である組合の総務課職員が審理員、また、行政不服審査会の事務を一緒にするというところでございます。これは、これまでから議会の中でも言われているように、いわゆる口の汚い言い方で言うとマッチポンプと言われているようなことに相当するんじゃないかということで思っております。特に第三者の権利を守る、権利侵害があるのかどうかというこ</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>とを審査する者としたしましては、この組合の組織の中では難しいという判断をしたことから、この行政不服審査会の事務については、木津川市のほうで第三者的な立場からしていただくというところがございますので、この処分庁、また行政不服審査の職員は、木津川市の職員と木津川市、組合の職員が重なるわけじゃございませんので、先ほど竹川議員のおっしゃったような付度が働くとかいうことは全くない組織体制になるというところがございます。</p> <p>そういったことで、木津川市のほうでこの組合につきましては、議会の提案のときも説明させていただきましたが、事業系の一般廃棄物の収集許可の許認可権を持っていますので、この許認可権につきましては、議員の方々は既にご承知かと思えますけれども、これまで打越台環境センターにあったときにはなかった処分権限でございます。これがこの組合のほうに移ってきましたので、今後、処分庁に対しましてそういった行政不服について審査請求が出される可能性が令和4年4月1日からもある可能性は出てくるというところがございます。</p> <p>そういったことから、木津川市に委託をしようということで調整してきたわけですが、継続審査ということになりましたので、先ほど管理者とも話をいたしましたけれども、木津川市へ2月定例会でかけている、かけようと思っている提案につきましては、一旦取下げをさせていただきますので、令和4年4月1日以降、行政不服審査等が出てきましたら、この組合として処分、審査することはなかなか困難な状況であるということについてもご理解いただきたいというふうに思っているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>森本さん</p>
<p>森本議員</p>	<p>今回やったら、中でも佐々木さんのほうからお話がありましたけれども、不服審査会事務委託に関する協議についての規約案の第3条のところで、委託事務の管理及び執行に要する経費は乙が支弁し、その費用は甲が負担するものとするを書いてあるねんけれども、予算書には1,000円すら払っていないと。そこが上がってなくて、これを木津川市に委託したときに、実際に事が起こって委託したときに、ほなどこの予算から出すのかなと。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>木津川市も同様の事務をしていますので、その中でほかの審査案件と併せて協議をしていくということで聞いていますので、取り立てて、切り分けて木津川市の職員から何か負担が出てくるということはないということを聞いていますので、現時点におきましては、木津川市から求められているのは、先ほど申し上げた費用のみと。</p>



森本議員	うん、それは分かってんねんけれども、ほんなら、事務経費というのは、全部、全額木津川市が持ってくれるということ、人件費も含めて。
山本事務局長	それは先ほど申しあげましたように、処分を、審査をするときの審理員のほうから資料等を提出する必要がありますので、そういった審査に係る主な資料につきましては、組合のほうでコピーなりさせていただきますので、それは組合のほうでの通常の事務経費のほうで賄うこととなります。
佐々木議員	いや、そこはごまかしたらあかんで、話を。
山本事務局長	いや、何もごまかしていません。
佐々木議員	よろしいか、ちょっと今の件で、議長。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	要するに、この今の議案というのは、これでいったらこの点線の中の話でしょう。点線の中の話でしょう、この議案というのは。そうですね。だから、この点線の中の経費について議論になったわけですよ、さっきも。今言っているのは、その外じゃないですか、審理員って。だから、この規約、この協定案というのは、点線の外のことは言っていないんですよ、一言も。なのに、二言目に局長が、いや、費用は負担しないと、でも、審理員のことはこちらが負担すると言っているんでしょ。審理はこの外の話やん。それは当たり前でしょう、ここに書かれていないから、審理員に関しては。審査会の事務を委託するとか書かれていないから、審理員はまだこっちに残っているわけですよ。当然こちらが負担する話になりますよね。だから、そこをちょっと区分けしてやりましょうよ。そうですね、この点線の中が今回の議案でしょう、違うの。
山本事務局長	いや、ちょっと申し訳ないですけども、先ほどから言うているみたいに、審査会の事務、また情報公開・個人情報の審査会の事務、これに要する経費はどの程度かかりますかということで木津川に問合せをして、木津川市が求められている経費が今言った4万5,000円ですので、その分については計上するということについて、組合として何か問題があるということではないというふうに思っています。

佐々木議員	だから、さっき森本議員がおっしゃったように、人件費を含めて事務経費は要するに委託先、木津川市が持つんですねと、うんと今言った話ですやん、それは。
山本事務局長	さっきからそう言うてますやんか。
佐々木議員	言ってませんやん。
山本事務局長	さっきも言いましたやん。本会議の中でも、記録を確認していただいて結構やと思いますけれども、それに携わる職員の人件費等につきましては木津川市が持ちますてちゃんと言うてます。
佐々木議員	言ってませんよ。
山本事務局長	言っています。
森本議員	さっきの答弁はそういわはった。 俺が聞いたときにはそういわはった。
佐々木議員	うん、今のはそうですよ、今のはそうです。 その上で、具体的にこれ説明してもらえます。 まず、さっきおっしゃったように、事業系一般廃棄物の許認可権というのはどんな権限なのか、それを権限を行使するとき何が起こるのか、利害関係者は誰なのかという件と、それから、実際にここの表でいう審理員、行政不服審査会のメンバーはもう決まっていますよね。決まっているけれども、これは木津川市の人がやると言っているんだから決まっているけれども、じゃ、審理員は一体この場合誰と、うちの組合の場合、そういうふうに具体的に話ししてもらわないとイメージわかりませんよ、恐らく。審理員って誰ですか。
山本事務局長	まず、どんな処分かということですがけれども、これはそもそも精華町、木津川市それぞれにあった許認可権でございますので、精華町においてもご理解いただけているものというふうに思っています。
佐々木議員	そんな勝手なこと言わなくていい。

山本事務局長	<p>思っていると言っただけですよ。</p> <p>この許認可権につきましては、事業系の一般廃棄物の収集運搬業を行うときの許可ということになりますので、当然木津川市域、精華町域それぞれで事業系の一般廃棄物の収集をする際には、これは廃棄物処理法に基づいた許可が必要になってきますので、その許認可権が、従来精華町、または木津川市にあったものがこの組合に移ってきたというものです。</p> <p>したがって、処分をするときに、許可の更新、これを認めるのかどうか、また、新規許可につきましては、これまでから木津川市、精華町ともに認めておりませんので、これにつきましては新規許可は認めませんけれども、こういったことについて不作為行為ではないかといったことが一般廃棄物の収集業者から訴えられるおそれがあるというところですよ。</p> <p>審理員につきましては、こちらにつきましては、これは私どもの組合の職員ではなく、今、木津川市のほうで行政不服審査会のほうを委託しますので、通常、まち美化推進課といたしますが、廃棄物行政を行っているところの訴えられた、行政不服審査が行われた場合、それに対する審理員というものが別途定められますので、その者に併任辞令を出して審理員をしていただくということで考えていますので、審理員につきましても基本的に組合の総務課職員がしないというようなことになろうというふうに考えています。</p> <p>以上です。</p>
竹川議員	それは当然やね。
佐々木議員	<p>要するに、処分するのはうちですよ、許認可を。処分するのはうちだと。</p> <p>もう一回確認だけでも、本来、木津川市と精華町にあった許認可権が組合に移ったと、それはいつの話なんですか。</p>
山本事務局長	ちょっと今手元にはないんですけども、こちらのほうに組合が来たときです。
佐々木議員	同時。
山本事務局長	同時に。だから、平成30年の9月13日付で変わっています。これは木津川市、精華町が同じ事務をやっていますので、それを効率性を上げるということで、そういった事務について木津川市、精華町から組合でやってほしいという依頼があって受け入れたというところですよ。それは規約に書いているものです。

<p>佐々木議員</p>	<p>要するに、まとめれば、本来は市町村に権限があるものをうちの事務組合に権限をお願いするという話がまとまって、ここのセンター発足と同時に許認可権を持ったという話ですよね。だから、今の話は、打越台のときはそれぞれの木津川市と精華町が権限を持っていたというものが、今回変わったということですよ。それは分かりました。</p> <p>当初から、今、本会議の中でいろいろあったけれども、当初からいわゆるこれはうちでやるのはしんどいという話をちらっと言っていましたよね。そのときの理由は、今日の提案理由と一緒にということですか、基本的に。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>しんどいというのは。提案理由と同じです。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから、要するに、ここから離したいということを前から言っていたんですよ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>そもそもこれは佐々木議員が今までおっしゃっていただいているのと同じ考え方です。総務課職員が行った処分、決裁、そのことについて訴えられているにもかかわらず、その部分を自分たちで審議することについては、これは正当性を欠くといいますか、審査そのものに法的な疑義が生じてまいりますので、これは構造上の問題として問題やということで認識しています。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ただし、そういう認識があったにもかかわらず、このセンターが発足した段階では、木津川市も精華町もそれを受けてこなかったということですよ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>発足時につきましては、その当時まだ撤去担当室ということで、事務局の中に総務課と別の事務職員がいたわけですよ。今は総務課職員と施設課、いわゆる現業職の職員がいるんですけども、それ以外に撤去担当室ということでもう一つ事務方の職員がいました。ですので、その間はどうか訴えられたとしても、もう一方の事務方のほうで処理できるのではないかということの可能性、ことでありますので、課題として認識しながらそのまま継続してきた。</p> <p>ただ、撤去担当室が令和2年度になくなりましたので、いよいよこのままであれば、その許認可についての審査請求をしよう、出てきたときに、審査するのがフェアなやり方ではないだろうということで、今回、もう一度木津川市のほうにこういう状況なのでということで説明をさせていただくと、事情も分かったので、これについては受けたいきましょうということではなかったというところですね。</p>

竹川議員	そのときに木津川市に相談しに、経緯は今ようやく理解できましたけれども、精華町に相談しようとはしなかったんですか。
山本事務局長	<p>構成市町でいきますと、木津川市と精華町になります。当然、地方自治法にもありますように、組合の条例等がない場合については、構成市町のうち市の条例でありますとか、そういったものに準じてやるという地方自治法の規定がありますので、もし委託をするとすれば、木津川市のほうに委託をするといったことが順当ではないかということで、木津川市に打診したところ木津川市が受けるというところでございます。</p> <p>先ほど本会議の中でも経過を申し上げましたように、木津川市のほうに委託をしていくということにつきましては、担当課長会議、これは精華町の課長も参加しての会議ですけれども、その中では話をしていますので、精華町に対しても木津川市のほうにこの事務を委託していくことについては、説明をさせていただいたところでございます。</p>
佐々木議員	今の考え方の基本体制、ちょっと微妙だけれども、それは法律上、市と町がある場合は市に準ずるべきというのは、法律上の規定ということではないですか。
山本事務局長	そうです。
佐々木議員	もうそれは違反できないということやね。
山本事務局長	ない場合は、それぞれの市のほうに準じると。市と町が構成している場合については、市の条例に準じてやりなさいというのがありますので、当然、まずは木津川市に声をかけるべきだということで思っております。
佐々木議員	いやいや、ちょっとずれている、質問と。要するに今の話は市と町がある場合は、市の条例で運用しなさいという話は分かりました。それは分かったけれども、イコール委託先も同一になる、一緒じゃなきゃ駄目だというルールなんですか。
山本事務局長	同一というよりも、そもそもこの個人情報保護条例もそうですし、行政不服審査会もそうですし、当時管理者であった精華町から、精華町に打診したときに管理者が受けられないと言ったわけですね。

佐々木議員	いや、経過はどうでもいい。今聞いているのは法的なことを聞いただけです。
山本事務局長	法的には受けていただけるところで受けていただいたらいいと思いますけれども。
佐々木議員	だったら整理しよう、だから整理しましょう。だから、もし運用、その委託する場合の運用としては、市と町があったら市のルールを使いましょうという話がありましたよね。それは法的に義務があると。これは変えられないということですね。次に、じゃ、このルールを、運用を使うとして、複数の構成団体がある場合に、ここの、この市以外のところが、今のように、具体的には精華町に委託することは禁じられているという理解でいいですか。
山本事務局長	禁じられているとは言いませんけれども。
佐々木議員	そこはないと。
山本事務局長	禁じられているとは言いませんけれども、木津川市、精華町のほうに、どちらかに声をかけるとすれば。
佐々木議員	いえいえ、それはいいです。ちょっと今日やる中で聞いているのは、法的には禁じられていないわけね、それは。
山本事務局長	禁じられていません。
佐々木議員	ああ、分かりました。禁じられていないというようなんです。ルール上は禁じられていない。実際上そういう話が、経過が分かるのは分かるけれども、法的には禁じられていないということですね。 要するに、今、局長が言った、だから実際問題精華町が拒否をしたというのは、これはいつの話なんですか。
山本事務局長	これをつくった当時ですので、相当前にです。もう十数年前になると思います。

佐々木議員	十数年前。
山本事務局長	もともとの行政不服審査の条例でありますとか、情報公開の審査会条例ができたときですので、随分昔になるように記憶しています。平成28年当時ですね。
佐々木議員	平成28年だったら6年前。
山本事務局長	情報公開についてはもう少し前になると思います。情報公開は平成24年ですね。
山本事務局長	もうその当時から課題だということでは認識していた。それをそのままずっと置きっ放しになっていたんで、平成30年にここを供用開始してから、これではいかんということで、もう一度木津川市のほうに打診をしながら下調整をしていたという状況です。
佐々木議員	<p>今ちょっと理解できないところが1個あって、さっきの話だと、要するにこのセンターができるまでは市と町の権限だった、許認可権が、それをこのセンターができると同時にこっちに移ってきたということでしょう。ということは、この平成24年、平成28年のこの条例ができる段階というのは、まだ打越台にあったわけですよ、このセンターは。ということは、その段階から木津川市と精華町に対してというか、要するにこっちの組合に権限が移ってないわけだから、平成24年と28年はそれぞれの権限者は木津川市と精華町じゃないですか、処分庁は、その当時は。だから受けるもくそもないですね、自分のところでやらなあかんのだから、権限を持っているのは。</p> <p>もう一遍聞きますが、要するにこのセンターができたときに市と町から権限が移譲されたから、これの処分、うちが処分庁になったから、この審査をするのに困っちゃったねという話でしょう。</p>
山本事務局長	<p>まず情報公開と個人情報で言いますと、これほどこの団体でもあることです、情報を持っていることです。ですので、それは移る移らずにかかわらずつくった当時から、例えば情報公開のものがあつたときに、情報公開の非開示等を、不開示等をした場合、それに対して不作為だという、訴えられる可能性は残っています。</p> <p>今、行政不服審査会につきましては、つくった当時は組合のほうで行政処分するような内容はありませぬので、制度としてつくっているものの許認可に関わるものは当時はなかった。だから、問題としては先送りをしていたというのが実態やと思いますよ。</p>

山本事務局長 つづき	しかし、平成30年9月13日からここを供用したときに、その許認可権が木津川市、精華町との協議の中で組合に移るということがありましたので、大きく情勢が変わってきたという認識を持っています。
佐々木議員	いや、それは分かる。そやけど、要するに矛盾するのは、要するに平成30年までは、秋までは、要するに木津川市、精華町がそれぞれの処分庁だったわけでしょう。
山本事務局長	そうです。
佐々木議員	うん、だからこの問題は発生しなかったわけですよ。
山本事務局長	そうです。
佐々木議員	発生したのは平成30年以降という話でしょう。この問題が、要するにうちで受けるのは厳しいねという話が浮上するのは平成30年以降じゃないですか、今話を総合すると。
山本事務局長	すみません、条例のほうの中には、行政不服審査の関係と情報公開・個人情報の2つを委託することになります。事務を委託します。
佐々木議員	だから、今話、不服審査のほうにちょっと限って言っているからね。それは平成30年以降の話でしょう。
山本事務局長	そうです。
佐々木議員	けれども、今話だと精華町に打診したのは10年前とおっしゃったわけですよ。要するに平成24年ぐらいの段階で、要するに最初の個人情報保護条例ができた段階で精華町に打診したけれども、けっこう食らったと。
竹川議員	精華町と木津川市、両方に打診したんですよ、10年前。
佐々木議員	両方ともあかんとやったわけやね、10年前は。



竹川議員	そうです、10年前に打診して、両方とも断られたんです。
佐々木議員	今は、要するに、私の質問は多分、何で今もう一遍両方に聞かなかったということだと思っんですよ、10年経ったいま。
山本事務局長	管理者が木津川市でもありますし、どちらのほうに声をかけていくのか、受けていただくところに、まずは木津川市に声をかけるという形でさせていただいたということです。
佐々木議員	ただ、精華町は知らないまま話が進んで了解したと。
山本事務局長	精華町のほうは、先ほど言いましたように担当課長会議、それと管理者会の中で話をしていますので、精華町が知らないということはないです。
佐々木議員	いや、知らないっていうのは、要するに、精華町は部内で受けるかどうかの協議というのはしていないということでしょう。情報共有はしていますよ、おっしゃるように。担当課長会議でこういう経過ありましたという話は伝わっているから情報共有はしているけれども、受皿としての打診をされたことはないということやね、今回は。
山本事務局長	事実としてはそうです。
佐々木議員	ないということやね。
山本事務局長	ですので、ちょっと担当課長会議の中で精華町にも声をかけたらどうかとかいう話があれば、当然声をかけさせていただきますけれども、提案としては木津川市にまずは声をかけさせていただくということで進めていましたので、精華町のほうには特に声をかけていないということです。
佐々木議員	うん、だから、一個はそこのところなんですね。2つしかない構成団体の何で両方に検討をお願いしなかったのかと。
山本事務局長	両方に審査してもらうものでもありませんので。

佐々木議員	違う、違う。だから、両方がオーケーと言ったら相談して譲りあったらいいだけの話で、両方が駄目と言ったらもう駄目じゃないですか。
山本事務局長	そうです。前回のときもまずは精華町に声をかけて、その後木津川市に来られたという経過がありますので、今回もその逆の形になります。まずは木津川市に声をかけて、その後で。
佐々木議員	違う、違う。ちょっと話をこんがらせて、今の話ですよ、今の話。10年前は分かった、分かったんで、今、今回の件の検討経過の中で、今の話だと精華町には検討、受ける検討をしてほしいとは一切言っていないということですね。
山本事務局長	一切というよりは、まずは木津川市、管理者の。
佐々木議員	違う、違う。一切、だから、精華町には一切言っていないということですよ。
山本事務局長	一切ということではなくて、担当課長会議、管理者会を通じて木津川市のほうに打診をしていくということを言うていますので、その上で。
佐々木議員	だから、もう一回言う、精華町に打診することを話し合う場はあったんですか。
山本事務局長	いえ、組合として、手続的には担当課長会議、管理者会を通じて動いていきますので、その中での対応、その中での取決め、やり方を確認した上で、まずは木津川市にかけていますので、精華町のほうに声をかけるということは手続上ないです。
佐々木議員	いや、だって、要するに、精華町には一切受けるかどうかを内部検討してくれるという、担当課長会議の中では話がなかったということでしょう。
山本事務局長	なかったです。

佐々木議員	うん、なかったわけね、分かりました。
高味議長	管理者会では十分にこの件では話はあったの。
山本事務局長	はい。管理者会の中におきましても、この内容について木津川市、この組合の中の、今後の中では処理にしていけることが困難だということとは理解をいただいていますし、まずは木津川市のほうで受けていただければ受けていただくということでの話がありましたので、それに基づいて動いているというところでございます。
佐々木議員	経過は、事実経過は分かりましたので、もう一個、わからないのは、情報公開、開示制度と個人情報保護制度と、それからこの不服審査の制度は若干性格が違うとは思っているんですよ。だって、この今の許認可権のほうは、ある意味両者の生き死にというかに関わるような話に直結していますよね。情報公開はすごい大事、ちょっと語弊あるかもしれないけれども、そこまではなかなかいかないような話にもかかわらず、それを今セットで提案されているわけですよ。第三者の権利を守るという意味からいえば、私が一般質問でやったような議会事務局や監査委員って、場合によっては木津川市なり精華町に受けてもらうというところが妥当ですよ、それは。だってそうでしょう、だって事務局が議案つくって、同時に議員から来たいろんな質問を整理しているわけだからなかなか、しかも、もう繰り返さないけれども、事務局は議長から辞令を受けていないでしょう。
山本事務局長	これまでから出ていないと思います。
佐々木議員	ということは、要するに、管理者の河井さんの部下として事務をやるし、議会事務局の職員の仕事もあるし監査委員の仕事をするわけですよ。それこそマッチポンプじゃないですか。
山本事務局長	それをこれまでからそういう事務的手続を怠っていたということなので、それは反省して辞令にして出せるようにさせていただきたいです。
佐々木議員	いや、そこを言っているわけじゃないねん。だから、今、その考え方から言ったら、監査委員事務局があって、議会事務局があって、どっちかに委託をして、公正公立な立場で、おっしゃっているように、この提案のように、公正な立場で、第三者的な立場で運営してもらっ

佐々木議員 つづき	たほうがいいねと言っているような話です。
山本事務局長	究極的な話をすると、例えば佐々木議員がおっしゃっていただいているように、この組合については、これまでの打越台とは変わって非常に事務的なところにシフトしてきているところがあります。その意味で究極的に、もし議会の総意として全ての事務を木津川市に委託をしたほうが妥当ではないのかという意見でございましたら、それはそれとして議会の意見として管理者、副管理者のほうにそういう意見があったということをお伝えさせていただきます。
佐々木議員	木津川市とは言っていないよ、言っていないよ。要するにこの事務局以外のところと言っているんですよ。具体的には木津川市か精華町だけれどもね。
山本事務局長	だから、そういうようなことを議会のほうと、総意としておっしゃっていただいているというのであれば、管理者会の中でそういうことで議会のほうからこの組合の事務について、構成市町の木津川市もしくは精華町に委託をする、そういったことが妥当ではないのかといったところが先ほど言いました。
佐々木議員	話をしていただいているので申し訳ないんだけど、私が言っているのは、この議案提案というのは、数少ない、課が1つしかないような事務局体制の中でマッチポンプになっちゃうから委託したいと言っているんですよ。だから、私が議会のそういう云々かんぬんと言っているんじゃない。だったら、議会事務局があって、監査委員事務局があって、同じような性格を持っていますねと言っているだけの話なんですよ。
山本事務局長	同じような。
佐々木議員	性格を持っていますねと、マッチポンプという意味で言えばね。
山本事務局長	同じような性格というか、質が違うと思います。
佐々木議員	どう違う。

山本事務局長	処分、こちらの情報公開の審査、それと行政不服審査については、第三者の権利保護ということの観点がありますので、少し趣が違うと思います。
佐々木議員	ほな議会事務局だって、監査委員、第三者の権利保護やで。
山本事務局長	いえ、処分庁として処分したことに対する権利保護ですので、大きく意味合いが違うと思います。
佐々木議員	処分庁。
山本事務局長	行政処分を、行政処分という意味での処分庁ですよ。
佐々木議員	だったら公平委員はそうなるんと違うん。人事に関すること。
山本事務局長	人事に関することについては、第三者というよりも大分組織的な話になってきますので。
佐々木議員	それおかしいよ。
高味議長	なかなか時間も。
山本事務局長	いずれにしてもこの事務委託につきましては、受ける側と受けてもらう側、双方の合意がないと成立しないことですので、佐々木議員がおっしゃっていただいているような、そういったものまで今の時点においては木津川市は受ける意思は今のところありませんので、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っていますけれども。
佐々木議員	だから、ちょっと局長、話をややこしくしないで。だから、要するに、この意見を提案したのはどっちなの。要するに、私が言っているのは、さっき、公平委員もそうなんじゃないかと言ったけれども、公平委員については、打診したというのを断られたわけじゃないでしょう。
山本事務局長	公平委員につきましては、これまでからどうするのかという話は1

山本事務局長 つづき	回したような記憶があります。公平委員会の人選的などころについてどうするのかという話がありましたけれども、公平委員会で、例えば処分される、公平委員会で審査される職員につきまして、例えば、木津川市のほうに、もしくは精華町の公平委員会のほうに公平委員会の事務を委託した場合、派遣されている職員が処分を受ける際に、組合の職員とはいえ木津川市から出向している、派遣されている職員が精華町の公平委員会によって審査される、その逆もそうなります。したがって、公平委員会につきましては、それぞれの構成市町から公平委員会を人選しておいたほうがいいだろうということでこれまでから聞いておりますので、公平委員会につきましては、構成市町でどういった形での、公平委員会で受けた場合にそういう可能性があるということも踏まえて、理解した上である必要がありますので、若干調整が必要かなというふうに思います。
佐々木議員	いや、違う、だからもう一遍、話をすり替えしないで。私が聞いているのは、公平委員会はセットで木津川市に打診したんじゃないですねと確認しているんですよ。
山本事務局長	ああ、していません。
佐々木議員	していませんね、はい。それだけの話なんです。
高味議長	時間も過ぎておりますけれども、佐々木議員以外で誰か、何か意見、質問等ございませんか。いいですか。  (なしの声)  そしたら、これで全協を終わりたいと思いますけれども。
山本事務局長	そしたら、これをもって次回臨時会に再度継続審査の案件ということで出して、議案として審議いただけるということでよろしいでしょうか。
高味議長	そこは行政側が出す言うたら、行政側が考えんといかんところやな。
佐々木議員	じゃ、それ誰が報告すんの。継続審査というのは、普通どこかの委員会に付託するんですよ。

高味議長	いや、もちろんそうですよ。
佐々木議員	その委員会で議論が終わったら、委員長が議長に報告するんですよ。誰が報告するん。議長が委員長するの。変でしょう。
山本事務局長	この場で決めていただいたら。
佐々木議員	変でしょう、それ。
山本事務局長	この場で決めていただいたらいいかと思えますけれども。
佐々木議員	だから、まあ、もうこれは後の話だけれども、本来これは一旦取り下げてもらったら、新品の議案で出てきてもいいから、そんなことややこしいことじゃなかったけれども、継続しちゃっているから、継続の中身、継続の内容について誰が報告するんですか、議長に対して。
高味議長	どうします。誰か、報告書の。
佐々木議員	付託もされていないのにその人が言うの。
高味議長	もう例外中の例外として。
佐々木議員	絶対おかしい、そんなん。だって、さっきの議運の話だってあんなに厳密に言っているじゃないですか、議運の話は。
高味議長	そやけど、今回特別委員会の設置もなしで、もう閉会しましたからね。閉会をして、この全協の中で皆さんの意見を聞いて臨時会に臨もうということでやっているんやから、その方向性で。
佐々木議員	いや、だから、そこまで言うたとして。
高味議長	その方向性で、これでやるということは決めたんやから。今から流れ戻してもろたら。

佐々木議員	だから、そこまでの流れでいってますやん。そこまではいいと言っているんだけど、誰が報告するわけですか、これ。
高味議長	だから、ここで決めたらどうですかという提案をしているんや。
佐々木議員	全協の代表権なんて誰も持っていませんよ。
高味議長	いや、だから、決めたらどうですかという提案をしているわけですよ。皆さんがオーケーと言えばいいけれども、もうそれは絶対あかんて言わはるんやったら、それはまた。
佐々木議員	議長がおっしゃっている、法令に従ってどうするんですよ、これ。法令に従う、どの法令に従っているんです、誰が報告するんですか。
高味議長	本会議で決めることやから、私のほうから報告します。議長報告ということで。
佐々木議員	可能なんですか、事務局、そんなことが。
山本事務局長	今回はもう特例中の特例ということで。
佐々木議員	あり得ないそんなことは。
高味議長	いや、いけると思いますよ。会議規則等々をこれから読みますけれども、恐らく議長報告でいけるということを確認します。
山本事務局長	全協の招集者は議長ですので、議長から報告してもらうことについては何も問題ないと思っていますけれども。
竹川議員	問題なければ。
高味議長	ええん違うの。



佐々木議員	ほんまに問題ないんやね。
高味議長	確認はします。
佐々木議員	問題あったらどうするん、それ。
高味議長	全協の報告は議長がします。
佐々木議員	法令違反やないわけやね、それは。
山本事務局長	法令違反というより、先ほども継続審査について、先ほど、今、議長おっしゃっていただいていたように、全員協議会の中で審査をしようということで確認をいただいたところで進めているものです。全員協議会の招集者は議長ですので、招集者である議長のほうからしていただくということで問題ないかということは考えていますけれども、それについては確認していますけれども、報告者が要るということです。誰かが報告するのであれば議長からしていただきたいというふうに思っています。
佐々木議員	いや、違うねん、局長。あのな、さっき休憩したじゃないですか、本会議閉会前に。それはこういうことが起こっても法令上問題ないというチェックをしているんでしょう。してないの。だったら言い切れるんですよ。
高味議長	全員協議会で説明を聞くということで、宮嶋良造さんからやろうやないかということで、これに今の全協を進めているわけで、今回全協であったことについては、本会議上で私が報告をすると。
佐々木議員	うん、だから、それは、法律の問題なければいいですよ。
高味議長	全員おられるんやから、Q&Aの細かい報告やなしに、全体としての報告は議長がすると。ほんで、それに疑義があるって言うのやったら、一応調べます。
佐々木議員	いや、待って。私、疑義があると言っているわけじゃないです。普

佐々木議員 つづき	通、こういう案件の場合。
高味議長	だから、もう何回も戻るけれども。
佐々木議員	ちょっと聞いてくださいよ。議会事務局というののうちもそうだけれども聞かないの。通常、法令違反はしないことを前提に段取り組むんですよ。
高味議長	当たり前のことですよ、議員としては。
佐々木議員	当たり前のことでしょう。いや、じゃなしに事務局としてですよ、それは。
高味議長	いや、議員としても法令遵守は当たり前のことですよ。
佐々木議員	だからもう確認してなんて言わないで、問題があるって言い切ってくださいよ。そんなあやふやなこと言われたら困るんです。問題だって言い切ってください。
高味議長	ほんならちょっと一遍調べて。
佐々木議員	じゃ、もう一遍やらなあかんよ、でないと、もしあかんかったら。
山本事務局長	もう一回というのはどういう意味ですか。
高味議長	これをどうすんねん。また同じことを一からするん。
佐々木議員	違う、そんなこと言うてない、だから、形式論で言えばね。だから、問題がないっていうことを言い切ってくださいれば結構です。継続案件を全協で、全協という、要するに正式な委員会などで付託もせずにやって、さっきもあったでしょう、付託もしない、せずにやって、協議の場でやって、その結論を継続審議の結果として本会議に上げることが妥当なんだったら、言い切ってもらったら結構です。ただ、普通に考えた場合、どこかに付託をして、本会議での付託をして、お願

佐々木議員 つづき	いしますよと言って、委員会に、委員会がやって、委員長報告がされて、もう一回本会議開いたらええわ。普通の協議だったらね。付託行為が、要するに今のやっているのは、事実上の会議なんですよ。本会議では何も付託されていない、この会議は。付託していないから。
山本事務局長	すみません、先ほどの本会議で継続審査ということで確認していただいているわけでしょう。
佐々木議員	うん、それはそのとおりです。
山本事務局長	それに対して実質的な協議をしていきたいということがあったので、こういう場を開いているわけでしょう。これの全員協議会についての経過も残りますし、これは継続審査といいますか、ここで審査したことの報告を、全員協議会ではこういうことがあったという報告を議長がされるということを今おっしゃっているわけなんです。
佐々木議員	だから、それがオーケーやったら別にいいよって言って、言い切ってください。問題ないと言い切ってもらったら結構です。
山本事務局長	経過としての報告は議長のほうから全員協議会の報告をするということですので、それについては問題ないという。
佐々木議員	問題ないと、はい、分かりました。
山本事務局長	継続審査については、次の臨時会の中で議案として審議をいただくことになりますので、形式的にここで議論したことが委員会付託をされていないからもう一度するということであるならば、同じ議論になるかと思えますけれども、そうならないためには全員協議会を開いていただいているというふうに理解していますので、ちょっと私のほうはそういう理解です。
佐々木議員	だから、話がこんがらがった、だから、要するに、経過の話と法令の話は別だから、私はまず法令の話だけです。法令上問題ないと言い切ったから、それで結構です。
山本事務局長	議会で協議をしましょうと、全員協議会で。

佐々木議員	いや、もういい。だから、言い切ったでしょう、法令上問題ないって。うん、分かりました。いいです。
山本事務局長	そう言われたらそうですけれども。
宮嶋議員	いいんじゃないですか、もう。
高味議長	<p>そしたら、一応私のほうから今日の全協の内容を次の臨時会で報告をさせていただいて採決するという方向でよろしいですね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>森本さん。</p>
森本議員	<p>ちょっと1点だけ。</p> <p>今のこの協議とはちょっと全然関係ないんですけれども、今オミクロン株が物すごく増加していて、感染者が増加してきているんで、この仕事についてはエッセンシャルワーカー的な仕事なので、事務も委託先も含めてどういうコロナ対策のあれをされているのか、そこだけちょっとお伺いします。</p>
山本事務局長	<p>まずは、それぞれの構成市町も同様ですけれども、濃厚接触者にならないための対策ということで、マスクでありましたり、距離であったり、そういったところは徹底させていただいて、まずは濃厚接触者にならないような対策をするのが基本です。</p> <p>その上で、そういったご家族の方が罹患されるおそれもありますので、班体制につきましてはきちっと分けるようにしています。要するに1班、1つの班の中で罹患者が出て、濃厚接触の疑いがあるということになったとしても、もう一つのほうで2つに分けてやるとか、2つのほうで分けても無理なときには、民間のほうに委託しているところから班体制を要請を受ける。</p> <p>そのときに一番困るのは、ごみを持ってきたときに受け入れられないということになりますので、場合によっては、例えば2炉運転しているものを1炉運転にする、1炉運転から休炉するとかいうような形を取って、要員が少なくなったとしてもごみを受け入れることだけは止めないようにするというような対策を取ってやっていますので、今、基本的には計量と中央制御室の2班あれば、2班と、それと夜間がありますので、3班あれば運転が可能になります。</p> <p>この3班の人を分けるとか、この3班ができるだけ、極力人が交わらないようにする対策をして、もし何か起こったとしても、その班を</p>

